

告 示

埼玉県告示第千百五十三号

県営土地改良事業神扇地区（湛水防除事業）の工事を令和三年十二月二十三日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年十月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕